【規程番号　神女大Ⅲ－006】

神戸女子大学内部質保証の方針

本学の建学理念、教育目標、教育研究上の目的及び各種方針の実現に向けて、継続的に諸活動の改善を行うため、以下のとおり内部質保証の方針を定める。

１．内部質保証の考え方

本学は、教育活動を始めとする諸活動について、予め策定した方針に基づき運用するとともに、方針に照らして自ら点検・評価を行い、継続的に改善を行うことによってその質の維持・向上に努め、高等教育機関として社会からの負託に応える。

この一連の取り組みをもって、「内部質保証」と称する。

２．方針の明確化

教育活動に係る「三つの方針」はもとより、学生支援や地域連携活動等についても方針を明確に定める。明確な方針を定めることにより、諸活動に一定の方向性を与えるとともに、活動内容を点検・評価する際の基準として用いることで、課題の検証と改善を適切に行う。

３．PDCA サイクルの構築

自己点検・評価等の点検・評価活動の結果に基づき（Check）、諸活動の改善を行い（Action）、より良い活動計画を策定し（Plan）、計画を実行する（Do）。これを継続的に行うことにより、点検・評価活動を起点とする PDCA サイクルを構築する。

４．全学的な自己点検・評価と学内各組織による自己点検・評価の連動

学内の各組織による自己点検・評価を実施し、これを踏まえて全学的な自己点検・評価を実施する。各組織による自己点検・評価の結果を検証し、点検・評価と改善への取り組みの有効性について評価を行ったうえで、その評価結果を勘案して大学全体としての内部質保証の達成度の評価を行う。

５．外部評価の実施

認証評価機関による評価を受けることにより、本学の内部質保証への取り組みの有効性を確認する。また、必要に応じてその他の第三者による評価も導入する。

６．客観的根拠に基づく取り組み

教育活動を始めとする諸活動に関する統計データ等の収集・分析を行う。また、必要に応じて、外部団体が策定した質保証に係る分野別の基準等を参照する。これらを客観的根拠として活用し、内部質保証の取り組みを信頼性の高いものとする。

７．学園全体での内部質保証の成果の共有

内部質保証への取り組みを通じて明らかになった課題や好事例は、学内で共有するとともに、神戸女子短期大学及び事務の部局等とも共有し、学園全体の改善に繋げる。

８．点検・評価結果の公表

自己点検・評価結果や認証評価機関による評価結果等、内部質保証への取り組みの成果を公表することにより、社会に対する説明責任を果たす。

９．FD・SD 活動との連動

教育活動を始めとする諸活動の実施主体となる教職員が、十分にこれに取り組めるように、職能開発を行う。また、これを通じて内部質保証の概念を学内に定着させ、教職員による自律的な職能開発及び改善への取り組みを促す。

10. 組織体制

学長のリーダーシップのもと、学内の全ての組織が主体となり、内部質保証の取り組みを担う。

（１）内部質保証委員会

本学の内部質保証を統括し、その責任を負う組織として、学長のもと、内部質保証委員会を置く。教育活動等の適切性と有効性を検証するため、自己点検・評価を始めとする本学の点検・評価活動を統括する。点検・評価結果に基づく諸方策を各種事業計画に間断なく反映させ、本学諸活動の質の維持・向上を図る。

（２）点検・評価委員会

内部質保証委員会に点検・評価委員会を置く。内部質保証委員会からの委任に基づき、自己点検・評価を始めとする本学の点検・評価活動を担務し、内部質保証委員会にその実施結果を報告する。また必要に応じて、点検・評価結果に基づき、内部質保証委員会に対して諸活動の改善に向けた提言を行う。

（３）学部・学科および研究科・専攻

それぞれの教育活動等に関する課題について協議し､必要な方策を実行することによって、教育プログラムの質の維持・向上に取り組む。

（４）教学組織および委員会

所掌業務に関する課題について協議し、必要な方策を実行することによって、その質の維持・向上に取り組む。

（５）事務組織

所掌業務に関する課題について協議し、必要な方策を実行することによって、その質の維持・向上に取り組む。また、（１）～（４）の組織による質保証の取り組みに際しては、協働してこれに携わる。

11. 関連規程等の整備

内部質保証の取り組みを維持し恒常的に機能させるために、具体的な実施体制等を定めた規程等を整備する。